

「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針案」についての
主な意見及びそれらに対する考え方

○ 提出された意見のうち、単に賛成・反対の意思を表明されたものを除く具体的な意見について、以下のとおり考え方をお示しします。

基本方針全般に対する意見		
番号	提出された意見の概要	意見に対する考え方
1	アイヌ民族が先住民族であることを科学的根拠に基づいて明示すべき。又は、「先住民族」という言葉を削除すべき。	法において、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとされており、同法の規定に基づいた記載としています。
2	具体的な「アイヌの人々」の定義を本方針案に記載すべき。	法に基づくアイヌ施策では、「アイヌの人々」の特定が必要となる施策はないため、本基本方針においても「アイヌの人々」に関する定義は置いていません。
3	利権化の危険を排除すべき。	本基本方針において、アイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ることとしており、今後の参考とさせていただきます。
4	この政策を全国に展開するのは無理がある。全国的に多大の労力と税金が投入されることに反対したい。	法においては、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発等の施策を推進することとされており、北海道に限らず施策を推進することとされています。
5	「国際連合宣言」に照らして政府のこれまでのアイヌ施策を検証した資料を公表し、その上で施策を進めることが必要である。	我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、我々は厳粛に受け止めなければならないことを記載しています。また、近年における先住民族をめぐる国際情勢等に鑑み、アイヌ施策推進法が制定されたところであり、本基本方針に基づく施策を実施してまいります。
6	日本政府が近代化する過程でアイヌに対して行った誤りを謝罪すべきである。	
7	国連宣言に基づいた具体的政策を示すべきである。	
8	情報公開の徹底・資金監査方法の厳格化を明示すべき。	今後の参考とさせていただきます。

基本方針の各項目に対する意見		
1 アイヌ施策の意義及び目標		
番号	提出された主な意見	意見に対する考え方
9	「従来のアイヌ文化振興施策や生活向上施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等」を含めた施策を推進すれば、なぜ、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会」となりうるのか、「アイヌの人々が誇りを持って生活でき」という「目標」を達成できるのか、全く説明がない。読んだ国民が分かるように記述すべき。	アイヌ施策推進法においては、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策等を推進することにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図ることとしています。
10	「アイヌの人々が抱える課題」とは何か。	アイヌ施策推進法の検討過程において、アイヌの人々と意見交換を実施したところ、従来の文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた様々な課題を総合的に解決すること等が求められています。
11	アイヌの文化とそれを営む人々の暮らしを保護する本政策の目的に照らすと、地域振興、産業振興、観光振興等は外郭的な要素であり本政策の意義に含めるのはおかしいのではないか。	
12	「アイヌの人々」といった用語の定義が不明瞭であり、要領中では一般が理解できるような丁寧な説明が必要と考える。	アイヌ施策推進法に基づくアイヌ施策では、「アイヌの人々」の特定が必要となる施策はないため、本基本方針においても「アイヌの人々」に関する定義や認定方法に関する記載はしていません。また、法第1条では、アイヌの人々の誇りの源泉として「アイヌの伝統及びアイヌ文化」と規定されています。
13	アイヌと認定する科学的な（DNA鑑定等）認定方法を示すべき。	
14	日本には先住民族はいない。国連の言う先住民族とアイヌ系日本人は全く別物と考える。	
15	アイヌは1万5千年頃の前より日本人の先祖である縄文人よりはるか後の13世紀頃に北海道に来た民族であり、先住民ではないことが近年考古学やDNA鑑定で明らかになっているにもかかわらず、改めて特定の保護権利を付与するのは基本的に問題である。従って、これを削除し、13世紀ごろに「北海道に定着した人々」とすべき。	アイヌ施策推進法において、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であると示されており、本基本方針は同法の規定に基づいて作成しています。
16	「自主性」という言葉が「自治権」という意味で独り歩きしないよう、慎重を期す必要がある。	アイヌ施策を推進するにあたりアイヌの人々の自主性を尊重することについては、衆議院及び参議院の附帯決議を踏まえて記載しています。
17	北海道に古くから住んでいたという定義であるならウィルタ民族や和人もそうである。一部の民族を優遇するあまり、他の民族が犠牲にならないようアイヌ民族以外の日本人民族への配慮すべき。	今後の参考とさせていただきます。
18	「アイヌの人々の誇り」の定義が不明瞭。「先住民族の権利回復」を掲げるべきである。	アイヌ施策推進法において、「アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化」とされており、同法に基づく施策を進めてまいります。

19	「市町村によるアイヌ施策推進の取組について、アイヌの人々の要望等が十分に反映されるよう、適切な指導を行う必要がある。」としているが、「誰が」適切な指導を行うかが明示されていない。	主体は「国」を指します。
20	「我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実」とあるが、具体的にどのような差別があったのか。	平成20年の衆議院及び参議院の決議を踏まえた記載としています。我が国が近代化する過程において、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたアイヌの人々が多数に上ったという歴史的事実について、政府として厳粛に受け止めており、アイヌ施策推進法に基づく施策を推進してまいります。
21	「差別され貧窮を余儀なくされた」は、主観的な表現であり歴史的事実とは言えない。	
22	「多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、我々は厳粛に受け止めなければならぬ。」とありますが、これだけでは不十分。アイヌ民族の固有の権利が奪われたと明記すべき。	
23	アイヌの人々が被ってきた差別と迫害等について、政府としてお詫びと反省をし、正式に謝罪すべき。	
24	明治政府以来、近代日本の先住民族に対する取り扱いには不備があったことをきちんと総括し、明記すべき。	
25	先住民宣言の関連条項を「参照」としているが、国連宣言は「遵守」すべきものである。「参照」を削減し、「遵守」に改めるべき。	「先住民族の権利に関する国際連合宣言」は、法的拘束力はないものの、先住民族に係る政策のあり方の一般的な国際指針であると認識しています。また、衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」において、同宣言を参照しつつ、総合的な施策を確立すべきであると決議されていること等を踏まえて記載しています。
26	我が国におけるアイヌの問題に関しては、一応平和的に日本国民として共生してきたため、国際連合宣言を引用・参照する必要性は見出せない。よって「先住民族の権利に関する国際連合宣言における関連条項を参照」という言葉が、特別の意味で独り歩きしないよう、慎重を期す必要がある。	
27	「『先住民族の権利に関する国際連合宣言』の全46項に照らしてアイヌ新法を検証し、施策を進めていくべき。	
28	「国連宣言」では先住民族の「権利」をこと細かく定義（規定）し、国や国際機関がそれを保証しなければならないとしている。第4条に基づき、本「基本方針」に「（アイヌに係る）その他の権利利益」を明記し、権利利益を擁護・推進するための具体策を示すべき。	
29	アイヌ施策の目標に、国連先住民族の権利に関する宣言の精神の具体化を目指すことを記載すべき。	

30	「全国的な視点に立って、アイヌ施策を進めていく必要がある。」としているが、北海道の一部を除いてすでに同じ日本人として普通の営みをしている人達に対してアイヌ文化の保護と共生のための政策がいかなるものなのか、具体的な内容が示されていない。	
31	「アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、全国的な視点に立って、アイヌ施策を進めていく必要がある。」は削除すべき。	法第3条第3項を踏まえた記載としています。また、本基本方針においては、これまでの施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等の施策や差別の解消に資する施策を推進することとしています。
32	1(2)の2番目の文章「都道府県は、地域ごと・・・」を削除すべき。	
33	基本方針1(2)における「都道府県」は「北海道」に修正すべきである。	
34	新たな施策は、これまでの問題点を明らかにし、それに立脚した施策がなされるべきであり、すべての実施方針において、たとえば「これまでの補助金等の運用の監査結果に基づき」と言った内容を明文化し、今後の施策の有効性と正当性を明らかにすべき。	これまでの施策等を踏まえ、アイヌ施策推進法が制定されたところであり、本基本方針では法の施行状況について適時適切に検討を行うこととしています。施策の実施に当たって参考にさせていただきます。
35	各都道府県にて適切な目標設定を行うこととするがあるが、適切とする内容があいまいである。各自治体はアイヌ団体に補助金を出すのではなく、規制緩和で活動に協力又は止めない程度に抑えるようすべき。	都道府県が都道府県方針を定める場合においてアイヌ施策の目標に関する事項を定めることは、アイヌ施策推進法第8条第2項において定められているところです。

2 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針

番号	提出された主な意見	意見に対する考え方
36	「自立を最大限支援する」は、「我々が十分に自立できていないので、政府はもっと我々に支援すべきだ」という要求を生む。	アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を図るという法目的に沿ったものとして記載しています。これまでの施策に加え、地域振興、産業振興等のアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策を実施することについて記載しています。
37	「アイヌの人々の自立を最大限支援」の「自立」の定義が曖昧ではないか。「市町村における地域振興、産業振興、観光振興、国際・国内交流事業の推進、環境の保全の推進などの施策を総合的かつ効果的に実施する」とあるが文化の保護の目的に対してこれらは無関係ではないか。	
38	アイヌ施策の総合的实施というが、政府の施策はアイヌ文化に限られている。文化は、民族的生活と生業の上に育成されることから、アイヌの生活と生業の支援を行いうる「総合的施策」の確立を掲げること。	
39	アイヌ文化振興法のもとに進められてきた、諸施策・事業がどうなるのかの考え方や方針についての記述が十分ではない。こうした点についての記述の補強、明確化が必要。	

40	人権に関し、差別禁止は賛成だが、その実効策の確立とともに、それまでの差別の実態と原因を調査することを唱うべき。	今後の参考とさせていただきます。
41	「アイヌの人々に対する差別」とあるが、差別されたという客観的な事例はあるのか。あれば国民はその事例をどこで確認することができるのか。差別の解消という目的のために「ウポポイ」といういち施設へ投資することによってどれほどの効果が期待できるのか。またこの施設と人権を結びつけて記載している根拠は何か。	差別の状況等については、世論調査を実施し、公表しています。また、ウポポイについては、国民の理解を深めることが差別の解消に資するため、記載しています。
42	保護されていないとするアイヌ人権の具体的な記載が必要。アイヌ差別を解消する施策を盛り込んでいただきたい。	パンフレット等の作成・配布やアイヌに関する教育活動の推進、国民の理解を深めること、人権等に関する相談窓口の広報等の措置を講じることとしています。
43	アイヌに対するヘイトスピーチやインターネット上の差別発言などの差別に関するガイドラインをつくっていただきたい。何がアイヌ差別に当たるかの明確な記載が必要。	アイヌ施策推進法に基づき、国民の理解の促進など、差別の解消に資する施策を推進してまいります。
44	公人によるヘイトスピーチに対しての対策、対応、デマ・フェイクニュースへの対策・対応を位置づけるべき。	
45	差別の被害を受けた個人への救済と補償も、盛り込むべき。被害に苦しめられている方々を、救済できる条項が必要。	
46	アイヌの人々を対象とした差別を禁止する条項、またそれに対する罰則を盛り込んでいただきたい。	法第4条において、アイヌであることを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないとされています。アイヌ施策推進法に基づき、国民の理解の促進など、差別の解消に資する施策を推進してまいります。
47	「日本人全体の尊厳を害するものであってはいけない。」という旨の注意事項を追加していただきたい。民族の文化について広報するのはよいことだが、逆差別を生むのであれば、差別を助長することになる。	法第4条において、アイヌであることを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないとされており、その規定に沿った内容としています。
48	アイヌ文化について、学校教育でも正式に学べるようにすることが良い。	アイヌに関する教育活動の推進について記載しており、今後の参考とさせていただきます。
49	苦情処理の仕組みなど、国や行政が、差別被害者のアイヌと差別加害者のあいだに、差別解消の基本理念の元に介入し、差別加害者に差別を止めることを説諭し、場合によっては勧告をおこなうような仕組みが必要。また、職場と学校におけるレイシャルハラスメント（人種差別的言動や不利益取扱い）を禁止するための具体的措置をとるべきである。	今後の参考とさせていただきます。

50	<p>2-(2) 人権相談の窓口を設けるとあるが、より具体的に以下を求める。</p> <p>1) アイヌ民族に対する差別とは何かを、具体的に示すこと。</p> <p>2) 人権相談のために、差別あるいは人権侵害のアイヌの被害者が通報でき、救済を受けることができる政府から独立した機関を設けること。</p> <p>3) その際、アイヌ女性が女性であることを理由に受ける差別的な扱いについても対応できるよう、交差的な差別について救済機関全体において理解と認識をもつこと</p> <p>4) そうした機関には、アイヌ民族当事者の委員も含めること。またその中にアイヌ女性を必ず含めること。</p>	今後の参考とさせていただきます。
51	儀式に必要なものに対する法律の優遇について、範囲を明確とすべき。	法第4章で特別の措置について規定しています。
52	国の費用をかけないことを前提とするため、「責務を果たすことが重要である。」を「アイヌ民族の活動を妨げない。」と変更すべき。	
53	「アイヌにおいて継承されてきた儀式の保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、関係機関と緊密な連携の下、アイヌの人々の視点に立ち、制度の円滑な運用に努める。」を「アイヌにおいて継承されてきた儀式の保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、事業の実施を妨げる制度の規制緩和、運用に努める。」と変更すべき。	法に沿った記載としています。
54	「法律上の特例措置である国有林野における共用林野や漁業法及び水産資源保護法による許可」が拡大運用され新たな利権を生まないように歯止めをかける条項を設ける必要がある。	法に基づく措置については、制度の適切な運用を図ることとしており、今後の参考とさせていただきます。
55	イヨマンテ等と呼ばれる動物虐待を伴う種類の儀式は継承されるべきではないと考えます。アイヌの人々の視点だけでなく動物愛護の視点も加えていただきたい。	今後の参考とさせていただきます。
56	指定法人について、法人名、構成員を国民に公開することを文中に記すべき。	法第20条第3項の規定に基づき、令和元年5月24日に公益財団法人アイヌ民族文化財団を指定した旨を国土交通大臣及び文部科学大臣が公示しています。また、役員構成は当該法人のウェブサイトにおいて公開されています。
57	「指定法人」の「指定」とは具体的に何か。	法第20条の規定に基づく「指定」を指します。
58	アイヌに関する団体に税金を交付するのであれば、これまで以上に厳しく交付金の使途内訳管理の徹底して、毎年公表することが必要不可欠。	本基本方針において、法に基づく措置については、制度の適切な運用を図ることとしており、今後の参考とさせていただきます。

3 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項		
番号	提出された主な意見	意見に対する考え方
59	これまでの議論経過からウポポイには「アイヌ文化の復興」に限らず、(1)「広義のアイヌ文化復興」の拠点、(2)アイヌの歴史、文化等に関する国民の理解の促進の拠点、(3)「将来の発展に向けた連携・協働」の拠点のような役割も求められていると認識しており、「アイヌ文化の復興等」と「等」を加えたものに修正すべき。	(1)の2つ目の段落において、「アイヌ文化の復興等」を図ることとしています。
60	ウポポイに関しては、単なる観光地・コンテンツとして扱われるのではなく、アイヌの人々の意見を必ず反映させ、歴史と文化の保存と継承を第一義におくようにした方がよい。	法第3条において、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、アイヌ施策を推進することとしており、今後の参考とさせていただきます。
61	アイヌ文化の復興と東京オリンピックを結び付けようとしても、その成果指標の制定が困難であり、記述を削除すべき。	より多くの人々にアイヌ文化を体験していただくため、来場者数目標を記載しており、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に先立ち一般公開し、年間来場者数100万人を目指すこととしています。アンケートの実施については今後の参考とさせていただきます。
62	ウポポイの観光地化を懸念する。来場者数100万人とあるが、人数目標は正しくない。アンケートを実施して満足度を聞くなどし、国民のアイヌへの認識が高まったかどうかなどで判断すべき。	
63	ウポポイ100万人の根拠が不明であり、削除べき。	
64	「2020年」は「令和2年に開催する2020年」のほうがよい。	令和2年に開催することは明らかであることから、原文のとおりとさせていただきます。また、「(金)」は削除しました。
65	ソフトでの読み上げを利用するかたがたのため「(金)」は「(金曜日)」のほうがよい。	
66	遺骨について、盗掘も指摘されておりその実態と責任を調査するとともに、同意なき遺骨研究は施設外でも行わないことを明記すべき。	これまでの閣議決定の表現と同一の用語を用いています。
67	アイヌの人々の「遺骨等」について、「発掘」ではなく「盗掘」と記載すべき。	
68	「遺骨を用いた調査・研究を行わないものとする」を削除いただきたい。遺骨にはDNA情報が含まれており、その研究は民族の正当性を明らかにするためにも必要。	
69	「受入体制が整うまで」について、受入体制をつくれるような援助策を示すべき。	今後の参考とさせていただきます。
70	アイヌは古来から日本民族であり他の日本人と共生してきた歴史がありことさらアイヌであるという理由で「慰霊」する施設が必要な理由はないのでは。	アイヌの人々の遺骨等が過去に発掘及び収集され、現在、大学において保管されていること等に鑑み、尊厳ある慰霊の実現を図ることとしています。

71	ウボボイが単なる文化振興の施設の枠を越えて、アイヌを少数民族と定義して日本社会の分断を目論む一部の反社会的勢力の拠点となることがないよう歯止めを設けるべきと考える。	反社会的勢力については、地域計画の認定の箇所に記載しており、今後の参考とさせていただきます。
72	「ナショナルセンター」は、「労働組合の全国中央組織」を意味する言葉であり、アイヌ新法の主旨として不相当と思われる。	本基本方針では、アイヌ文化復興等に関するナショナルセンターという意味で用いています。
4 アイヌ施策推進地域計画の認定に関する基本的な事項		
番号	提出された主な意見	意見に対する考え方
73	都道府県と記載のある部分については“北海道”に限定するべき。アイヌ民族は現在の北海道の先住民族であり、他都府県への交付金の交付は制限すべき。また、“市町村”との記載についても“北海道内のアイヌ民族が居住していた地域を持つ市町村”とすべき。	法においては、アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発等のアイヌ施策を実施することとされており、北海道に限定されていないことを踏まえた記載としています。
74	アイヌ施策推進地域計画の認定基準に関して、スケジュールの時限措置（例えば2030年までなど）を行うべき。かつ、国の税金を投入しないことを明記すべき。	
75	計画の作成の提案に関して、意見を受け付けることまでは構わないが、税金を投入しないことを明記すべき。	法第15条において、地域計画に基づく事業の実施に要する費用に充てるため、交付金を交付することができるとされています。また、地方債についての配慮は、法第19条で規定されています。
76	計画の認定手続に関して、国が予算を出さないものとし、手続きには最低限しか関与しないようにするべき。	
77	計画の認定制度に基づく法律上の特例措置に関して、交付金の交付はしないようにすべき。⑤地方債の特例に関して、定義もされていない民族の意見に応じた地方債を発行しては、地方財政を悪化させるため、本項目を削除すべき。	
78	政府の一方的な意義・目標を一律に拘束することなく、アイヌ民族の方々の自主性・自決権を尊重することを明記するべき。	本基本方針においても、計画を作成する際には、アイヌの人々の要望等を反映するよう努めることとしており、今後の参考とさせていただきます。
79	文化振興のためには、教育支援、古老の生活支援、サケ漁獲の拡大など生活・生業の向上に資する対策が重要なことも掲げるべき。	
80	アイヌの文化や人権に補助金や助成金を出すならば、アイヌに関係ない人を補助金交付対象とする条項を整備すべき。	法第15条において、市町村に対し、交付金を交付することとされています。
81	補助金交付にはDNA鑑定を必須とする条項を追記すべき。	
82	「反社会的勢力やその関係者の行う又は行うことが想定される事業が記載されている場合は、これを認定しない。」について、本政策の性格上、反社会的勢力に加えて「外国人の運営する団体および関係者」も認定しない旨明記すべきではないか。	反社会的勢力の関与を排除することにより、適正な運用が図られるものと考えています。

83	「PDCA サイクル」のCであるチェックの結果として、不適切な支出等が見つかった場合は、関係者および団体に弁済を求める旨を明示すべき。	会計に関する法令等に基づき、適正に対処してまいります。
84	公費が充当されるので、監査による検証を行うべき。また、年度ごとに検証結果を公表すべき。	今後の参考とさせていただきます。
5 その他アイヌ施策の推進のために必要な事項		
番号	提出された主な意見	意見に対する考え方
85	法施行後、適宜適切に実施状況を検討するとあるが、必ずアイヌ女性（ジェンダー別に見る）について実態を把握して、検討していただきたい。また検討をする機関にアイヌ女性を含めていただきたい。	今後の参考とさせていただきます。
86	法案の実効性を確認するために、施行から1～3年の間に法案の実態を調査する旨と、それを受けて改善することを盛り込んで頂きたい。	法附則第9条で、法の施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています。
87	アイヌの人々の権利、人権、利益を具体的かつ全面的に前進させていくべき。「アイヌの人々の意見を十分踏まえる」を、文字通り実効あるものにすべき。	法に基づくアイヌ施策を推進していく中で参考とさせていただきます。
88	「アイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策の推進に当たっては、アイヌの人々の実態等の把握に努めるとともに、国、地方公共団体等の連携の強化を図ることとする。」を「アイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関しては、アイヌ民族の実施を妨げず、状況を把握し、必要な規制緩和を行う。」に修正すべき。また3つ目の・を削除すべき。	衆議院及び参議院の附帯決議を踏まえた記載としています。
89	国連人権諸機関の勧告に留意することを歓迎する。その際、必ず、女性差別撤廃委員会の2016年日本審査による勧告を含めていただきたい。	今後の参考とさせていただきます。
90	「我が国のアイヌ施策に係る国連人権関係諸機関による勧告や、諸外国における先住民族施策の状況にも留意する。」と記載があるが削除すべき。	参議院の附帯決議を踏まえた記載としています。

91	<p>基本方針の策定にあたり、本邦が批准している児童の権利に関する条約で規定されている少数民族に関する権利、すなわち 第29条1c. 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。 第30条 種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。 と整合するよう求める。特に、アイヌ語およびアイヌ文化が継承されている地域において、学校教育その他の機関において児童がそれを学ぶことができるよう必要な施策の策定いただきたい。</p>	<p>本基本方針においては、アイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に一層努めることとしており、今後の参考とさせていただきます。</p>
----	--	--

別表		
番号	提出された主な意見	意見に対する考え方
92	<p>別表1, 2, 3に関して 林野、漁業、特許の特例の範囲は、すべて、アイヌ文化の定義、ならびにアイヌ儀式の定義が終え、それに伴う具体的な範囲が定義されてからより具体的に時期、地域など小規模に定義すべき。</p>	<p>「アイヌ文化」の定義は法第2条に規定しています。儀式については、「アイヌにおいて継承されてきた儀式」としています。</p>
93	<p>別表第1の特例の内容欄の8行目「共用林野」、14行目の「共用林野契約」とは、それぞれ6行目の「林産物の採取に共同して利用する権利」、4行目の「契約」のことを指していると理解してよいか。</p>	<p>「共用林野」は法第16条第1項に掲げる共用林野を指しています。「共用林野契約」は4行目の「契約」のことを指しています。</p>
94	<p>別表第2の特例の内容欄の6行目「都道府県知事等」の「等」は誰を指しているのか。</p>	<p>「農林水産大臣」を指しています。</p>